

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年12月7日(2017.12.7)

【公開番号】特開2016-41655(P2016-41655A)

【公開日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2016-019

【出願番号】特願2015-207786(P2015-207786)

【国際特許分類】

C 0 3 C 27/12 (2006.01)

B 3 2 B 17/10 (2006.01)

B 3 2 B 27/00 (2006.01)

C 0 8 L 29/14 (2006.01)

C 0 8 K 5/103 (2006.01)

【F I】

C 0 3 C 27/12 D

B 3 2 B 17/10

B 3 2 B 27/00 D

C 0 8 L 29/14

C 0 8 K 5/103

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月25日(2017.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水酸基を有する第1のポリビニルアセタール樹脂と可塑剤とを含む第1の組成物と、水酸基を有する第2のポリビニルアセタール樹脂と可塑剤とを含む第2の組成物との混合物であり、

前記第1のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率が、前記第2のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率よりも高く、

前記第2の組成物の200での複素粘度の、前記第1の組成物の200での複素粘度に対する比が、4.5未満であるか、又は、前記第1のポリビニルアセタール樹脂及び前記第2のポリビニルアセタール樹脂がそれぞれ、前記第2のポリビニルアセタール樹脂100重量部とトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエート60重量部とを混合して得られた第2の組成物の200での複素粘度の、前記第1のポリビニルアセタール樹脂100重量部とトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエート40重量部とを混合して得られた第1の組成物の200での複素粘度に対する比が、4.5未満になる第1のポリビニルアセタール樹脂及び第2のポリビニルアセタール樹脂である、合わせガラス用中間膜。

【請求項2】

前記第2の組成物の200での複素粘度の、前記第1の組成物の200での複素粘度に対する比が、4.5未満であるか、又は、

前記第1の組成物に含まれる前記可塑剤がトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエートであり、前記第2の組成物に含まれる前記可塑剤がトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエートであり、かつ、前記第1のポリビニルアセタール樹脂及び前

記第2のポリビニルアセタール樹脂がそれぞれ、前記第2のポリビニルアセタール樹脂100重量部とトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエート60重量部とを混合して得られた第2の組成物の200での複素粘度の、前記第1のポリビニルアセタール樹脂100重量部とトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエート40重量部とを混合して得られた第1の組成物の200での複素粘度に対する比が、4.5未満になる第1のポリビニルアセタール樹脂及び第2のポリビニルアセタール樹脂である、請求項1に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項3】

水酸基を有する第1のポリビニルアセタール樹脂と、水酸基を有する第2のポリビニルアセタール樹脂と、可塑剤とを含み、

前記第1のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率が、前記第2のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率よりも高く、

前記第1のポリビニルアセタール樹脂及び前記第2のポリビニルアセタール樹脂がそれぞれ、前記第2のポリビニルアセタール樹脂100重量部とトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエート60重量部とを混合して得られた第2の組成物の200での複素粘度の、前記第1のポリビニルアセタール樹脂100重量部とトリエチレングリコールジ-2-エチルヘキサノエート40重量部とを混合して得られた第1の組成物の200

での複素粘度に対する比が、4.5未満になる第1のポリビニルアセタール樹脂及び第2のポリビニルアセタール樹脂である、合わせガラス用中間膜。

【請求項4】

前記第1のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率が、前記第2のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率よりも4モル%以上高い、請求項1～3のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項5】

前記第1の組成物の200での複素粘度が4000Pa・s以上である、請求項1～4のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項6】

前記第1のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率が25モル%以上であり、前記第2のポリビニルアセタール樹脂の水酸基の含有率が25モル%未満である、請求項1～5のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項7】

第1の合わせガラス部材と、  
第2の合わせガラス部材と、  
請求項1～6のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜とを備え、  
前記第1の合わせガラス部材と前記第2の合わせガラス部材との間に、前記中間膜が配置されている、合わせガラス。